

一般社団法人K I X泉州ツーリズムビューロー 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人K I X泉州ツーリズムビューローと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府岸和田市宮本町27番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、泉州地域における、風土及び文化が育んだ食材及び料理、豊かで美しい自然並びに多彩な伝統及び文化を活かした観光振興に関する事業を泉州地域の企業や住民その他関係者の協力を得て行うことにより、観光産業の成長を図り、もって泉州地域の文化の創造、人材の育成及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国内外からの観光旅行者の誘致促進
- (2) 観光情報の収集及び発信
- (3) 国内外の観光に関する調査及び研究
- (4) 観光事業に携わる団体との連携
- (5) 観光資源の開発、整備及び支援
- (6) 観光事業従事者の資質向上の支援
- (7) 観光に関する人材派遣事業
- (8) 観光振興のためのイベント等の実施及び支援
- (9) 泉州地域の特産品の宣伝及び販路拡大
- (10) 小売業に関する事業
- (11) 飲食業に関する事業
- (12) 旅行業法に基づく旅行業
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

(機関)

第5条 この法人は、総会及び理事以外に、理事会及び監事を置く。

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した地方公共団体、民間企業その他の民間の法人若しくは団体又は個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した民間企業その他の民間の法人若しくは団体又は個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法」という。）第11条第1項第5号に規定する社員とする。

(入会)

第7条 この法人の正会員として入会しようとする者は、この法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

2 この法人の賛助会員として入会する者は、この法人の所定の様式による申込みをし、事務局長の承認を得なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、この法人の会員として入会することができない。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続を行っている者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う者
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められる者
- (5) その他前2号に準ずる者

4 入会申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、この法人に届出なければならない。

(経費等の負担)

第8条 会員は、総会で定めた額の会費及び負担金を支払わなければならない。

2 この法人は、第4条の事業の実施に当たり、必要に応じ、特別会費を徴収することができる。

3 正会員の会費及び負担金は、法第27条に規定する経費を含んだ額とする。

4 既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第9条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成す

る。

- 2 前項の会員名簿のうち正会員の会員名簿をもって法第31条に規定する社員名簿とする。
- 3 この法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が通知若しくは催告を受ける場所若しくは連絡先としてこの法人に届け出た場所若しくは連絡先にあてて行うものとする。
- 4 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(退会)

第10条 会員は、所定の様式による退会届を1か月以上前にこの法人に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 この法人の会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第20条第2項に定める総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はこれに基づく諸規定に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 第7条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法第35条第1項に規定する社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 この法人の通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

2 通常総会をもって、法上の定時社員総会とする。

3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。

2 総会を招集する場合は、開催日の1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、総会は、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 役員の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から議決数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議決権の代理行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を理事長に提出することにより、他の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から議長が指名した議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、4名を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法上の代表理事とし、専務理事をもって法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 各理事（清算人を含む。以下この項において同じ。）につき、次に掲げる者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超えてはならない。

(1) 当該理事の配偶者

(2) 当該理事の三親等以内の親族

(3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(4) 当該理事の使用人

(5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

(6) 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき及び理事長とこの法人の利益に相反するときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 理事長の職務を代理する副理事長の順序は、あらかじめ理事長が定める。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 役員が欠けた場合又は第23条で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 3 前項の新たに選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、総会の決議を経て、別に定めることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(役員の責任の軽減)

第30条 この法人は、法第111条第1項の役員の損害賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選任及び解任
- (6) 会員の承認に関すること
- (7) 委員会の設置、組織及び運営に関する事項
- (8) 委員会の委員の選任及び解任
- (9) 資産の管理に関すること
- (10) 事業計画及び収支予算の承認に関すること
- (11) 事業報告及び決算の承認に関すること
- (12) その他理事会に上程された事項

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(定足数)

第35条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第38条 この法人の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

2 委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

3 委員会の委員は、理事会の決議によって選任し、又は解任する。

第8章 資産及び会計

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 収支計算書
- (7) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第7号の書類に

については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員の会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第43条 この定款は、第20条第2項に規定する総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の不配当)

第45条 この法人は、剰余金の配当はしないものとする。

(残余財産の帰属等)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局及び公告の方法

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
堺市

大阪府岸和田市岸城町 7 番 1 号
岸和田市

大阪府泉大津市東雲町 9 番 1 2 号
泉大津市

大阪府貝塚市畠中 1 丁目 1 7 番 1 号
貝塚市

大阪府泉佐野市市場東 1 丁目 2 9 5 番地の 3
泉佐野市

大阪府和泉市府中町 2 丁目 7 番 5 号
和泉市

大阪府高石市加茂 4 丁目 1 番 1 号
高石市

大阪府泉南市樽井 1 丁目 1 番 1 号
泉南市

大阪府阪南市尾崎町 3 5 番地の 1
阪南市

大阪府泉北郡忠岡町忠岡東 1 丁目 3 4 番 1 号
忠岡町

大阪府泉南郡熊取町野田 1 丁目 1 番 1 号
熊取町

大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 3 7 5 番地 1
田尻町

大阪府泉南郡岬町深日 2 0 0 0 番地 1
岬町

大阪市西区西本町1丁目4番1号
関西エアポート株式会社

大阪市北区茶屋町18番14号
株式会社池田泉州銀行

2 この法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 竹山 修身、永野 耕平、南出 賢一、藤原 龍男、
千代松 大耕、辻 宏康、阪口 伸六、竹中 勇人、
水野 謙二、和田 吉衛、藤原 敏司、栗山 美政、
田代 堯、太田 享之、中村 久美子（帯野 久美子）、
佐藤 友美子、西尾 裕、福地 俊明、森下 俊三

設立時監事 林 大司

設立時代表理事 堺市北区黒土町2169番地3
(理事長) 堺市長 竹山 修身

3 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。

以上、一般社団法人KIX泉州ツーリズムビューロー設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名・押印する。

平成30年3月12日

堺市堺区南瓦町3番1号
堺市 代表者市長 竹山 修身

大阪府岸和田市岸城町7番1号
岸和田市 代表者市長 永野 耕平

大阪府泉大津市東雲町 9 番 1 2 号
泉大津市 代表者市長 南出 賢一

大阪府貝塚市畠中 1 丁目 1 7 番 1 号
貝塚市 代表者市長 藤原 龍男

大阪府泉佐野市市場東 1 丁目 2 9 5 番地の 3
泉佐野市 代表者市長 千代松 大耕

大阪府和泉市府中町 2 丁目 7 番 5 号
和泉市 代表者市長 辻 宏康

大阪府高石市加茂 4 丁目 1 番 1 号
高石市 代表者市長 阪口 伸六

大阪府泉南市樽井 1 丁目 1 番 1 号
泉南市 代表者市長 竹中 勇人

大阪府阪南市尾崎町 3 5 番地の 1
阪南市 代表者市長 水野 謙二

大阪府泉北郡忠岡町忠岡東 1 丁目 3 4 番 1 号
忠岡町 代表者町長 和田 吉衛

大阪府泉南郡熊取町野田 1 丁目 1 番 1 号
熊取町 代表者町長 藤原 敏司

大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 3 7 5 番地 1
田尻町 代表者町長 栗山 美政

大阪府泉南郡岬町深日 2 0 0 0 番地 1
岬町 代表者町長 田代 堯

大阪市西区西本町 1 丁目 4 番 1 号
関西エアポート株式会社 代表者代表取締役社長 山谷 佳之

大阪市北区茶屋町 1 8 番 1 4 号
株式会社池田泉州銀行 代表者代表取締役頭取 藤田 博久

附 則

この定款は、令和 4 年 6 月 2 4 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5 年 6 月 2 9 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 6 年 6 月 2 5 日から施行する。